

「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の新たな貸付要件等

〈変更後〉

- 1 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）
 - (1) 下記のいずれかの資格を持っている、あるいは研修を修了していること
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方
 - ③訪問介護員（ホームヘルパー）1級または2級の課程を修了した方
 - (2) 直近の介護職員等としての離職から再就職までの期間が3か月以上であること
 - (3) 上記（1）に掲げる者において、介護保険施設・事業所で介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する方
 - (4) 愛知県内の介護保険施設・事業所に介護職員等として就労した（内定も含む）方
 - (5) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでに、愛知県福祉人材センター等に求職登録又は有資格者の届出を行っていること

2 適用時期

上記の要件は、令和7年1月1日以降に再就労した方（内定も含む）から、適用いたします。

ただし、令和6年12月31日までに再就労した方については、変更前の要件を適用いたします。

※ 申請書類は、就労開始日から1か月以内に提出してください。（内定後、就労前に申請することもできます。）

なお、1か月以内に提出できない特別な理由がある方は、事前に福祉人材センターまでご相談ください。

（参考）変更前の要件

- (1) 下記のいずれかの資格を持っている、あるいは研修を修了していること
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のいずれかの研修を修了した方
 - ③訪問介護員（ホームヘルパー）1級または2級の課程を修了した方
- (2) 直近の介護職員等としての離職から再就職までの期間が1日以上であること
- (3) 介護保険施設・事業所で介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する方
- (4) 愛知県内の介護保険施設・事業所に介護職員等として就労した（内定も含む）方
- (5) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでに、愛知県福祉人材センター等に求職登録又は有資格者の届出を行っていること